



浄水水質検査結果書

No. 23-WA-9756

令和 5 年 12 月 20 日

神流町長 田村 利男 様
令和 5 年 12 月 14 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人
群馬県薬剤師会環境衛生試験セ
代表理事 天田 彰 義
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



Table with inspection details: 水道名称 (麻生浄水場), 採水場所 (麻生木材ヤード), 採水日時 (令和5年12月14日 8時50分), 採水者名 (産業建設課 斎藤 清一), 天候 (晴), 気温 (1.0°C), 水温 (8.0°C), 遊離残留塩素 (0.50 mg/L), 検査方法 (平成15年厚生労働省告示第261号)

Main inspection results table with columns: 検査項目, 検査結果, 水質基準, 検査項目, 検査結果, 水質基準. Includes rows for general bacteria, coliforms, chloride ions, organic matter, pH, taste, odor, color, and turbidity.

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

Summary row: 検査期間 (令和5年12月14日 ~ 令和5年12月19日), 検査責任者 (水質検査部門管理者 山口 貴史)

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



# 浄水水質検査結果書

No. 23-WA-9757

令和 5 年 12 月 20 日

神流町長 田村 利男 様  
令和 5 年 12 月 14 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号  
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号  
一般財団法人  
群馬県薬剤師会環境衛生試験センター  
代表理事 天田 彰 義  
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	万場第2浄水場				
水源名称					
採水場所	神流町役場				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 5 年 12 月 14 日 11 時 20 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 斎藤 清一		
天候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (°C)	9.0	水温 (°C)	9.0
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.50
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
塩化物イオン	2.0 mg/L	200mg/L以下			
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.6 mg/L	3mg/L以下			
pH値	8.0	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.7 度	5度以下			
濁度	0.5 度	2度以下			
— 以下余白 —					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間 令和5年12月14日 ~ 令和5年12月19日 検査責任者 水質検査部門管理者 山口 貴史

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 23-WA-9758

令和 5 年 12 月 20 日

神流町長 田村 利男 様
令和 5 年 12 月 14 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人
群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
代表理事 天田 彰 義
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地



Table with 4 columns: 水道名称, 水源名称, 採水場所, 水道種別, 採水日時, 原水・浄水, 採水者名, 天候, 気温(°C), 水温(°C), 遊離残留塩素(mg/L), 検査方法

Main inspection results table with 6 columns: 検査項目, 検査結果, 水質基準, 検査項目, 検査結果, 水質基準. Includes items like 一般細菌, 大腸菌, 塩化物イオン, etc.

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

Summary table with 4 columns: 検査期間, 検査責任者, 水質検査部門管理者, 検査結果

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 23-WA-9759

令和5年12月20日

神流町長 田村 利男 様
令和5年12月14日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人
群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
代表理事 天田 彰 義
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



Table with inspection details including water source (小平浄水場), sampling date (Dec 14, 2023), and results for temperature, pH, and chlorine.

Main inspection results table with columns for item, result, and standard. Includes items like bacteria, organic matter, and pH.

Summary section containing overall judgment (適合) and inspection period (Dec 14-19, 2023).

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 23-WA-9760

令和5年12月20日

神流町長 田村 利男 様

令和5年12月14日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人
群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
代表理事 天田 彰 義
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



Table with inspection details: 水道名称 (青梨浄水場), 水道種別 (簡易水道), 採水日時 (令和5年12月14日 10時10分), 採水者名 (産業建設課 斎藤 清一), 気温 (4.0), 水温 (8.0), 遊離残留塩素 (0.30)

Main inspection results table with columns: 検査項目, 検査結果, 水質基準. Rows include: 一般細菌 (0 CFU/mL), 大腸菌 (陰性), 塩化物イオン (1.3 mg/L), 有機物 (0.3 mg/L), pH値 (7.9), 味 (異常ではない), 臭気 (異常ではない), 色度 (0.5未満 度), 濁度 (0.1未満 度)

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間 令和5年12月14日 ~ 令和5年12月19日 検査責任者 水質検査部門管理者 山口 貴史

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。





# 浄水水質検査結果書

No. 23-WA-9762

令和 5 年 12 月 20 日

神流町長 田村 利男 様

令和 5 年 12 月 14 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号  
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号  
一般財団法人  
群馬県薬剤師会環境衛生試験センター  
代表理事 天田 彰 義  
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	魚尾浄水場				
水源名称					
採水場所	ポケット公園				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 5 年 12 月 14 日 10 時 40 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 斎藤 清一		
天候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (°C)	7.0	水温 (°C)	10.0 遊離残留塩素 (mg/L) 0.50
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
塩化物イオン	1.4 mg/L	200mg/L以下			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4 mg/L	3mg/L以下			
pH値	7.8	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.5未満 度	5度以下			
濁度	0.1未満 度	2度以下			
— 以下余白 —					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間 令和5年12月14日 ~ 令和5年12月19日 検査責任者 水質検査部門管理者 山口 貴史

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。















